

(2) 区別性

品種は、出願時にその存在が一般に知られている又は公知のすべての他の品種と明確に区別される場合には、区別性があるものとする。

(3) 均一性

品種は記述可能であり、十分に類似しており、商業的に許容可能である場合には、均一性があるものとする。

(4) 安定性

品種は、増殖させた場合、当該品種の主要で区別性のある特性について、同一の分類に属し、同一の方法で育成された他の品種と同等の信頼性で合理的な程度に変わらない場合、安定性があるものとする。

(b) 複数の出願者

(1) 原則として、2人以上の出願者が、相互に明確に区別することができないが、上記(a)項の他の要件をすべて満たしている品種について、同じ有効出願日に出願を提出した場合、最初にこの法律のすべての要件を満たした者が、他の申請者を排除して植物品種保護証書を入手することができる。

(2) 同じ日に要件を満たした場合

(A) 原則として、以下の(B)に規定する場合を除き、2人以上の出願者が同じ日に保護のためのすべての要件を満たした場合は、すべての品種に保護証書を発行するものとする。

(B) 識別できない品種

申請の対象となる品種が、いずれの方法でも区別できない場合は、一つの保護証書を連名の出願者に発行するものとする。(7 U.S.C. 2402.)

第43条 相互主義の制限

この法律に基づく保護は、同一の種類についてアメリカ合衆国の国民にその国の国民と同一の保護が与えられる国の国民を除き、また、その制限が国際協定に抵触する場合を除いて、本法の規則に基づき、アメリカ合衆国の国民に与えられる。(7 U.S.C. 2403.)

第44条 公共の利益のための裁定

長官は、合衆国における繊維、食品、又は飼料の適切な供給を確保するために必要であると判断した場合で、所有者が、公平とみなされる価格で公共のために提供したくない又は提供できない場合は、適正な許諾料を下回らない報酬を所有者に支払って保護された品種を公

共の利益のために使用することができる。そのような決定は、期限や報酬の額を指定してもしなくてもよい；第 71 条又は第 72 条（価格が合理的でないことが判明した場合には、審査可能とみなされる）に基づいて 2 年以内に審査を受けるものとする。報酬を徴収するために訴訟が行われる場合、裁判所はより高い金額を認めることができる。（7 U.S.C. 2404.）

第 5 章 - 出願;様式、出願者、返信、守秘義務

第 51 条 植物品種権の出願

(a) 植物品種保護証書の申請は、保護を求める品種の所有者が行うことができる。申請書は長官に書面で提出し、申請者又は申請者の代理人によって署名され、所定の手数料を支払わなければならない。

(b) 虚偽の意図のない育成者の氏名の誤りは、長官が定める規則に従って随時訂正することができる。（7 U.S.C. 2421.）

第 52 条 出願

植物品種権の認定証書の申請は以下を含む；

(1) 証書が発行されるまで、一時的な名称を使用する場合を除いて、品種の名称。品種は、長官が定めた規則に従って命名されるものとする。

(2) 区別性、均一性及び安定性を記載した品種の記述書、分かる場合は系統図及び育成方法の記述書。長官は、記述が適切でない又は合理的に可能な程度に完成されていない場合は、適切な写真、図や植物体の提出、記録の提出、所有権の証明、出願書の記載内容の証明などの追加資料を要求することができる。出願者は、保護証書が発行されるまでは、訂正された記述書が正確であることを長官が受け入れる場合は、いつでも、記述を追加又は訂正することができる。裁判所は、この結果生じるいかなる不公正からも、他の者を保護するものとする。長官は、必要な場合、育成者及び合衆国の公的種子認証機関の記録を、安定性の証拠として受け入れる。

(3) 新規性があるという出願者の主張の根拠。

(4) 品種の繁殖に必要な基本的な種子（増殖材料（種苗）を含む）の生存可能なサンプルが、本法に基づいて作成される規則に従って公的寄託機関に定期的に預けられ補充されるという宣言。

(5) 出願人の所有権の根拠に関する声明。（7 U.S.C. 2422.）

第 53 条 共同育成者

(a) 2 人以上の者が育成者である場合、一方の者（又はその承継者）が他の者の氏名を記載して申請することができる。

(b) 長官は、長官が定める通知の後、出願者及び出願に記載された他の育成者（又はその承継者）に対して植物品種保護証書を発行することができる。（7 U.S.C. 2423.）

第 54 条 育成者の死亡又は無能力

死亡した育成者及び法的無能力者である育成者の法定代理人は、出願要件に従い、かつ、育成者に適用されるものと同じ条件に基づいて植物品種保護の出願をすることができる。（7 U.S.C. 2424.）

第 55 条 先の出願日の利益（優先権）

(a) (1) ある者により合衆国においてなされた植物品種保護の出願において、合衆国の国民に対して同等の特権を与える外国において、同一の育成者による同一の品種について植物品種保護の出願をしているときは、当該植物品種保護の出願は、合衆国における当該出願が、前記の外国出願された最先の日から、12 か月以内（出願日を含まない）に提出されることを条件として、同一の品種に関する保護の出願が、前記の外国において最初になされた日に合衆国においてなされた同一の出願の場合と同じ効果を有するものとする。

(2) 出願者は、合衆国への出願又はその補正出願の中に、当該外国出願を記載し、かつ長官が必要とする場合には、外国出願の写し、翻訳又はその双方を提出しない限り、本条に基づく優先権の権利を享受することができない。

(3) (A) 本項に基づき優先権を行使することができる出願者は、出願の審査のために必要な情報、書類又は資料を以下の期間内に提出することが認められる。

(i) 優先期間の満了日から開始する 2 年間の期間、又は

(ii) 最初の申請が拒絶又は取り下げられた場合は、長官が決定する期間

(B) 優先権の期間内に発生する事象（最先の出願品種の他の出願又は品種の使用といった）を根拠に出願を却下し又は第三者に権利を与えてはならない。

(b) 同一品種の、若しくは同一の者又はその代理人、若しくは当該者に承継した者によって合衆国で以前に提出された出願の対象であった植物品種保護証書の出願は、保護証

書の発行その他の手続きの終了前に、先に提出された出願について記載するか又は修正した場合、先の出願の出願日の恩恵を受ける権利を同様に有する。

(c) 新たに記載された特性は、先の出願時点での品種であり、後の出願だけで完結するものではない。(7 U.S.C. 2425.)

第 56 条 出願の機密性

植物品種保護の出願及びその内容は、規則によりアクセスが認められている植物品種保護局、委員会及び農務省の職員によって秘密が守られるものとする。長官は、申請書に記載されている品種名、種類、申請者の名前、申請者がその品種を証明種子としてのみ品種名で販売することを指定しているかどうかを記載する場合を除いて、長官が決定する特別な状況の下で、必要がない限り、所有者の権限なしに、これに関する情報は提供されない。(7 U.S.C. 2426.)

第 57 条 公表

長官は、所有者から、保留中の出願に関する公表が要求された場合、情報の公表に関する規則を定めることができる。(7 U.S.C. 2427.)

第 6 章 - 審査、対応時間、最初の上訴

第 61 条 出願の審査

長官は、出願の審査を行わせ、出願者が法律に基づいて品種保護を受ける資格があると決定された場合には、以下に定めるように、植物品種保護の許可通知を発するものとする。(7 U.S.C. 2441.)

第 62 条 拒絶の通知;再審査

(a) 出願が拒絶された場合、又は審査官が異議又は必要とする事項があった場合、長官は、申請者にその旨を通知し、拒絶理由を述べるとともに、出願の遂行の継続の妥当性を判断するのに有用な情報及び引用文献を知らせる。当該通知を受けた後、出願者が補正の有無にかかわらず再審査を請求する場合は、出願は再審査される。

(b) 出願者に通知後、出願者が適切な措置を取るため、少なくとも 30 日以上 180 日以下、又は長官が拒絶に際して設定するその他の期間、若しくは長官が延長として認める期間が認められる。そのような延長なしに、長官が規定する追加手数料を支払うことにより、最長 3 カ月の延長措置が取られることがある。(7 U.S.C. 2442.)